

堺市長 殿

報告者  
 住所 **大阪市〇×区〇△1丁目1-1**  
 氏名 **〇〇株式会社 代表取締役 大阪太郎**  
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）  
 電話番号 **06-0000-0000**

コード表①より該当するコード及び業種を選択し記載します

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		<b>〇〇環境株式会社 堺事業所</b>				コード及び業種	<b>09</b>	<b>食料品製造業</b>	
事業場の所在地		<b>〒000-0000 堺市△△町2-2-2</b>			電話番号	<b>000-000-0000</b>	担当者名	<b>大阪次郎</b>	
番号	産業廃棄物の種類及びコード	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所及びコード	処分受託者の許可番号及び処分方法コード	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所及びコード
1	がれき類	1500	××	270000000000	〇〇運輸株式会社	大阪府〇△市×	27222222222	株式会社××産業	
	〇1-2-3					27000	201		
2	木くず	0800	××	276666666666	△△物流株式会社	大阪府△△	27000	〇〇環境開発(株)	
	〇3-2-1					27000			
2				666666666666	株式会社×〇	〇〇県〇〇	299(蒸留)		
						×4-5-6			
3	廃プラスチック類	〇〇	××		自社運搬	大阪府××市×	33333333333	(株)〇〇開発	
	0600					〇1-8-9	27000		

単位はトンで！  
換算表を参考にして下さい

廃棄物の種類のコードについてはコード表②から選択して下さい

途中で積替える場合

廃棄物を積み下ろす場所（処分場所）の住所をコード表③から選択。（運搬受託者の事務所等の住所ではありません。）

処分方法のコードについてはコード表④から選択

この欄は記入しないでください！  
（運搬先と処分場所が異なる場合のみコード表③から選択）

- 備考
- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
  - 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1
  - 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
  - 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
  - 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
  - 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
  - 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。